

改 正 後

1 章 総 則

（適用）

第 1 条 この用地調査等共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、静岡県が所掌する治山工事等の用に供する土地等の測量及び調査土地の権利関係の調査等（以下、「用地調査等」という。）の業務を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、特記仕様書を定めることが出来るものとし、適用にあたって特記仕様書を優先するものとする。

第 2 条から第 9 条 [略]

（提出書類）

第 10 条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下、「委託料」という。）に係る請求書、業務委託料代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他業務説明書で指定した書類は除く。

2 [略]

3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後原則15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACIC に登録申請しなければならない。その際に、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする。）

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けることとし、書面による確認を受けた場合は、登録時に JACIC が発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACIC に登録申請しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。

現 行

第 1 章 総 則

（適用）

第 1 条 この用地調査等共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、静岡県が所掌する治山工事等の用に供する土地等の測量及び調査土地の権利関係の調査等（以下、「用地調査等」という。）の業務を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。

[新設]

第 2 条から第 9 条 [略]

（提出書類）

第 10 条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下、「委託料」という。）に係る請求書、業務委託料代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他業務説明書で指定した書類は除く。

2 [略]

3 受注者は、受注時又は変更時において、契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後10日（休日等を除く）以内に、監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

また、登録機関に登録後は、テクリスにより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第11条から第17条 [略]

(検査)

第18条 受注者は、業務完了届出書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備を全て完了し、監督員に提出しなければならない。

2 [略]

3 検査員は、監督員及び業務代理人等の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 用地調査等の業務の成果品の検査
- (2) 用地調査等の業務の管理状況の検査

用地調査等の業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第19条から第24条 [略]

(受注者の賠償責任)

第25条 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 約款第40条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第26条から第38条 [略]

第11条から第17条 [略]

(検査)

第18条 受注者は、業務完了届出書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備を全て完了し、監督員に提出しなければならない。

2 [略]

3 検査員は、監督員及び業務代理人等の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 用地調査等の業務の成果品の検査
- (2) 用地調査等の業務の管理状況の検査

用地調査等の業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、「静岡県電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。

第19条から第24条 [略]

(受注者の賠償責任)

第25条 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 約款第40条に規定する瑕疵責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第26条から第38条 [略]

第2章 用地調査等の実施方法

第1節 用地等調査業務の実施手続

第39条から第40条 [略]

(成果品)

第41条 受注者は、業務が完了した場合は成果品一覧表（別表1）及び特記仕様書に示す成果品を、成果品内訳表及び業務完了報告書とともに発注者に提出し、検査を受けなければならない。

2～5 [略]

6 受注者は電子データにより成果品を提出するものとし、電子成果品の作成・納品方法及び調査報告書の内容については、着手時打合せにおいて監督員と協議の上決定するものとする。

第2節 保安林指定調査

(予備資料の交付)

第42条 監督員は、次の予備資料をあらかじめ受注者に交付するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定地番の登記事項証明書、隣接地番の登記事項要約書、指定範囲及び隣接地番の公図

(6) その他協議により必要とされたもの

(作業計画)

第43条 用地調査を行うにあたり、保安林指定予定地番の範囲を公図、地形、既設保安林の指定資料等を参考に森林計画図に反映させ、調査範囲を決定する。

(土地の登記記録調査)

第44条 登記記録により調査に係る土地の地番、地目、地積、土地所有者、所有権以外の権利を有する者の住所氏名等の調査を行う。なお、土地に関する所有権以外の権利の登記のうち、地役権の設定がある場合は、地役権図の確認を行う。

(公図等の転写及び公図等転写連続図作成)

第45条 管轄の法務局備え付けの地図（不動産登記法第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下、「地図等」という。）の転写及び転写した地図等の位置関係を整合させた連続図を作成する。

第2章 用地調査等の実施方法

[新設]

第39条から第40条 [略]

(成果品)

第41条 受注者は、業務が完了した場合は成果品一覧表（別表1）及び特記仕様書に示す成果品を、成果品内訳表及び業務完了報告書とともに発注者に提出し、検査を受けなければならない。

2～5 [略]

6 受注者は、「測量成果電子納品要領（国土交通省）」、「CAD製図基準（案）（国土交通省）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとし、これに記載がない項目については、監督員と協議の上決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については、「静岡県電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。

[新設]

(予備資料の交付)

第42条 監督員は、次の予備資料をあらかじめ受注者に交付するものとする。

(1)～(4) [略]

[新設]

(土地の登記記録の調査)

第43条 法務局で登記記録により調査に係る土地の地番、地目、地積、土地所有者、所有権以外の権利を有する者の住所氏名等の調査を行う。なお、土地に関する所有権以外の権利の登記のうち、地役権の設定がある場合は、地役権図の確認を行う。

(地図転写（公図）)

第44条 管轄の法務局備え付けの地図（不動産登記法第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下、「地図等」という。）の転写及び転写した地図等の位置関係を整合させた連続図を作成する。

改正後

現行

(現地踏査)

第46条 調査対象地の現地において、次に掲げる各号の事項について調査を行う。

(1)～(8) [略]

(9) 写真撮影

指定地番を含み、調査地の森林の現況がわかる全景写真及び森林の現況写真（林内）を撮影する。調査地の全景写真が撮れない場合は、監督員に申し出て協議するものとする。なお、森林の現況写真（林内）については、調査地の代表的な森林の現況が分かる写真を撮影するものとする。

(一筆の土地の一部の境界確認)

第47条 対象は、一筆の土地の一部について調査を必要とする箇所とする。

2 **発注者は**関係者及び隣接土地所有者の立会いの上、調査の対象となる一筆の土地の一部についてその境界を確認し、屈曲点及び隣接地の地番界等、調査を必要とする箇所に合成樹脂製以上の耐久性のある杭を設置する。

3 [略]

(補助基準点設置・境界測量・面積計算・用地実測図作成)

第48条 前条第2項により確定した境界点の測量を行うにあたり、既知座標点から補助基準点を設置する。

2 トータルステーション等により測定、境界点間の距離等の観測（座標法）を行う。

3 測量終了後、その結果に基づき用地実測図（様式第14号）を作成するとともに面積計算をする。

(分筆調査) [削除]

(用地平面図作成)

第49条 発注者が提供する座標値を持った平面図等に部分指定範囲を図示した図面に基づき、部分指定区域を明示した用地平面図（様式第15号）を作成するとともに面積計算をする。

(用地調査報告書作成)

第50条 用地調査報告書の作成については、次に掲げる各号の事項のとおりとする。

(1) 用地調査報告書

ア [略]

イ 調査地の森林の現況がわかるように撮影された全景写真及び森林の現況写真（林内）に指定範囲を明示する。全景写真のプリントサイズはA4台紙に収まる範囲内であるべく大きいサイズとする。森林の現況写真（林内）については、調査地の代表的な森林の現況が分かる写真を選定して番号をつけ、下記(3)にある保安林指定調査地図等を使用して写真位置図を作成し、撮影した場所を明示する。

ウ 報告書様式第2号保安林指定調査書に記載する要指定地の現況、治山事業等との関係、受益対象、指定施業要件として定めるべき内容、他の法令による森林の施業制限との関係については、根拠となる資料を整備すること。

(現地調査)

第45条 調査対象地の現地において、次に掲げる各号の事項について調査を行う。

(1)～(8) [略]

[新設]

(一筆の土地の一部の境界確認)

第46条 対象は、一筆の土地の一部について調査を必要とする箇所とする。

2 関係者及び隣接土地所有者の立会いの上、調査の対象となる一筆の土地の一部についてその境界を確認し、屈曲点及び隣接地の地番界等、必要な箇所に合成樹脂製以上の耐久性のある杭を設置する。

3 [略]

(境界測量)

第47条 前条第2項により確定した境界点をトータルステーション等により測定、境界点間の距離等の観測（座標法）を行う。

2 測量終了後、その結果に基づき実測図（様式第14号）を作成するとともに面積計算をする。

(分筆調査)

第48条 分筆調査をしようとする場合は、必要な書類（土地境界立会確認書、不動産調査報告書等）、資材（登記基準点、境界杭等）、図面（測量方法、地積測量図等）等の詳細について、あらかじめ調査に係る土地を所管する法務局の登記官と十分打ち合わせるものとする。

[新設]

(用地調査報告書作成)

第49条 用地調査報告書の作成については、次に掲げる各号の事項のとおりとする。

(1) 用地調査報告書

ア [略]

イ 調査地の森林の現況がわかるように全景写真及び森林の現況写真（林内）を撮影する。全景写真のプリントサイズはA4台紙に収まる範囲内であるべく大きいサイズとする。また、調査地の全景写真が撮れない場合は、監督員に申し出て協議するものとする。なお、森林の現況写真（林内）については、調査地の代表的な森林の現況が分かる写真を撮影するものとする。森林の現況写真には、番号をつけ、下記(3)にある保安林指定調査地図等を使用して写真位置図を作成し、撮影した場所を明示する。

ウ 調査報告書の内容についてはあらかじめ監督員と打ち合わせておく。

改正後

現行

- (2)～(3) [略]
- (4) 用地実測図
用地実測図（様式第14号）の精度は国土調査法に基づく地籍調査の精度区分と同等とし、地籍調査の行われていないところ、又は行われる予定のないところで、精度区分の把握ができない場合においては、国土調査法施行令別表4に掲げる精度区分に応じ、村落・農耕地周辺にあっては乙一まで、山林原野の周辺にあっては乙三までとする。
ア 一筆の土地の一部について調査を行った箇所については、当該一筆の全体と、調査した一部の位置関係が分かるよう作成する。
イ 第46条第3項により一筆の土地の一部の境界確認を行った場合は、現地と突合できる基準点を明示し、該当部分の面積を明らかにする面積計算表を記載する。
ウ 様式第14号の記載にあたっては、一筆の土地の全体が分かる図面に、調査した一筆の土地の一部の境界線を、赤で表示し、余白に調査した土地の一部の面積を記載する。
エ 方位、縮尺、土地の所在、地番及び隣接地番を記載する。
- (5) 用地平面図
 ア 一筆の土地の一部について、発注者が提供する座標値を持った平面図等に部分指定範囲を明示した図面に基づき調査を行う箇所については、当該一筆の全体と、調査した一部の位置関係が分かる用地平面図（様式第15号）を作成する。
 イ 第46条第3項により一筆の土地の一部の境界確認を行った場合は、上記ア以外に現地と突合できる座標点を明示するとともに該当部分の面積を明らかにする面積計算表を記載する。
 ウ～エ [略]
- (6) [略]

- (2)～(3) [略]
- (4) 実測図
 実測図（様式第14号）の精度は国土調査法に基づく地籍調査の精度区分と同等とし、地籍調査の行われていないところ、又は行われる予定のないところで、精度区分の把握ができない場合においては、国土調査法施行令別表4に掲げる精度区分に応じ、村落・農耕地周辺にあっては乙一まで、山林原野の周辺にあっては乙三までとする。
- (5) 部分調査図
 ア 一筆の土地の一部について調査を行った箇所については、当該一筆の全体と、調査した一部の位置関係が分かる部分調査図（様式第15号）を作成する。
 イ 第46条第3項により一筆の土地の一部の境界確認を行った場合は、上記ア以外に現地と突合できる求積図（様式第16号）を作成し、該当部分の面積を明らかにする。
 ウ～エ [略]
- (6) [略]

別表-1

成果品一覧表

| 種類 | 数量 | 備考 |
|--------------------|-----------|------------------|
| 用地調査報告書 | 3部 | 記録媒体を含む |
| 登記事項証明書 | 2部 | 要調査地1筆ごと |
| 公図（写） | 2部 | 1調査地区ごと |
| 保安林指定位置図 | 3部 | 〃 |
| 保安林指定調査地図 | 3部 | 〃 |
| 保安林指定調査地図 （拡大図） | 3部 | 〃（必要な場合） |
| [部分調査がある場合] | | <u>次のいずれかを添付</u> |
| <u>用地実測図</u> | <u>3部</u> | <u>面積計算表を含む</u> |
| <u>用地平面図</u> | <u>3部</u> | <u>面積計算表を含む</u> |

別表-1

成果品一覧表

| 種類 | 数量 | 備考 |
|--------------------|----|----------|
| 用地調査報告書 | 3部 | 記録媒体を含む |
| 登記事項証明書 | 2部 | 要調査地1筆ごと |
| 公図（写） | 2部 | 1調査地区ごと |
| 保安林指定位置図 | 3部 | 〃 |
| 保安林指定調査地図 | 3部 | 〃 |
| 保安林指定調査地図 （拡大図） | 3部 | 〃（必要な場合） |
| [部分調査がある場合] | | |
| <u>実測図</u> | 3部 | |
| <u>部分調査図</u> | 3部 | |

第3節 保安林適正管理調査

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(予備資料の交付)

第51条 監督員は、次の予備資料をあらかじめ受注者に交付するものとする。

- (1) 保安林適正管理調査表（様式第16号）
- (2) 地籍異動調査書（様式第17号）
- (3) 調査地に係る登記事項要約書

(権利関係の把握調査)

第52条 貸与した登記事項要約書により調査対象地にかかる地番、地目、地積、土地所有者及び権利者の住所・氏名等を調査し、保安林適正管理調査書により異動の有無を調査するものとする。

- 2 森林所有者の欄には、登記事項要約書の所有権を記入し、権利者の欄には森林所有者以外の権原を持っている者を記載するものとする。
- 3 異動がある場合には、保安林適正管理調査表及び地籍異動調査書に異動のあった日及びその内容を記載するものとする。
- 4 異動の内容が分合筆を伴う場合には、任意の様式により分合筆の内容を記載するものとする。
- 5 保安林適正管理調査書には、登記事項要約書取得日と法務局により調査を行った日のいずれかの最終日を記載するものとする。
- 6 記載に不明な点があった場合は速やかに監督員と協議するものとする。

(調査により分合筆及び錯誤が判明した場合の取扱い)

第53条 保安林適正管理調査書により地番の分合筆や錯誤が判明した場合は、対象となる地番を整理し、監督員に登記事項証明書及び公図の取得による追加資料の交付を協議する。

- 2 追加資料の交付を受けた場合は、資料に基づき分合筆用内容書及び公図の転写を行うものとする。

(成果品)

第54条 成果品の種類及び数量は次のとおりとする。

- (1) 保安林適正管理調査表（様式第16号）
- (2) 地籍異動調査書（様式第17号）（異動内容を記入したもの）
- (3) 分合筆の内容書（分合筆がある場合）
- (4) 分合筆地番の公図写し（異動内容を記入したもの）

改正後

様式第1号～第13号

[略]

様式第14号

用地実測図

| | | | |
|---------|--------------|--|-------|
| 地番 | | | |
| 土地の所在 | | | |
| | | | |
| (単位: m) | | | |
| 作製者 | (平成 年 月 日作製) | | 縮尺 1/ |

用紙: 日本工業規格A3判

様式第15号

用地平面図

| | | | |
|---------|--------------|--|-------|
| 地番 | | | |
| 土地の所在 | | | |
| | | | |
| (単位: m) | | | |
| 作製者 | (平成 年 月 日作製) | | 縮尺 1/ |

用紙: 日本工業規格A3判

現行

様式第1号～13号

[略]

様式第14号

実測図

| | | | |
|---------|--------------|--|-------|
| 地番 | | | |
| 土地の所在 | | | |
| | | | |
| (単位: m) | | | |
| 作製者 | (平成 年 月 日作製) | | 縮尺 1/ |

用紙: 日本工業規格A3判

様式第15号

部分調査図

| | | | |
|---------|--------------|--|-------|
| 地番 | | | |
| 土地の所在 | | | |
| | | | |
| (単位: m) | | | |
| 作製者 | (平成 年 月 日作製) | | 縮尺 1/ |

用紙: 日本工業規格A3判

改正後

[削除]

(様式第 16 号)

保安林適正管理調査表

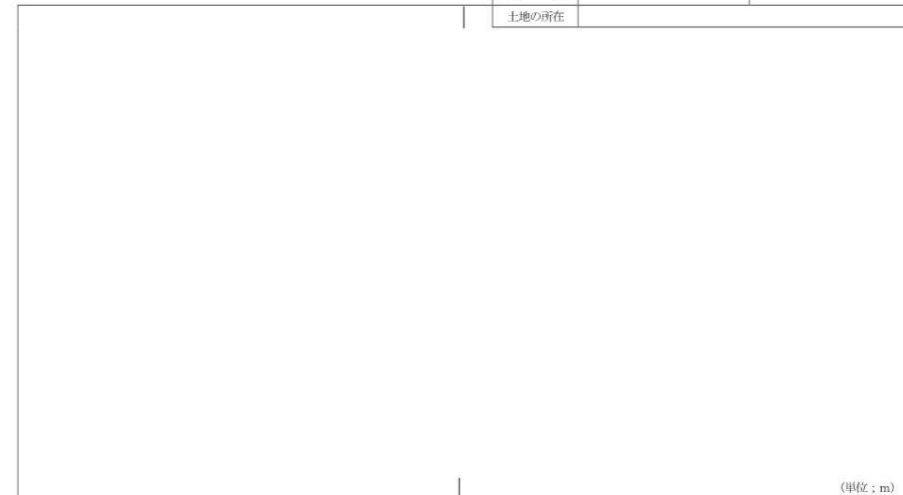
| 調査箇所 | | 調査筆数 | 調査結果 (筆) | | | | | | |
|-------|-----|------|----------|----|----|-----|-------|-----|------|
| 登記所 | 市町村 | | 異動有り | | | | | | 異動無し |
| | | | 所有者等 | 地番 | 地積 | 要分筆 | 要地目更正 | その他 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 調査筆数計 | | | | | | | | | |

現行

様式第 16 号

求積図

| | |
|-------|--|
| 地番 | |
| 土地の所在 | |



| | | | | | |
|-----|--------------|--|--|----|----|
| 作製者 | (平成 年 月 日作製) | | | 縮尺 | 1/ |
|-----|--------------|--|--|----|----|

用紙: 日本工業規格A3判

[新設]

改正後

現行

(様式第 17 号)

地籍異動調査書

| 〇〇市〇〇 | | 〇〇農林事務所 | | 調査年月日 年 月 日 | | No. | | | | |
|-------|-----|---------|--------------------------|---------------|-------|--------|---------------|-----------|-----------------|---------------------------------|
| 台帳ID | 字地番 | 地目 | 不動産登記簿 実測・見込み (ha) | 保安林面積 (ha) | 森林所有者 | | 権利 の 種類 | 権利者氏名又は名称 | 最終 調査 年月日 | 入 力 年 月 日 原 因 |
| | | | | | 住 所 | 氏名又は名称 | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

調査の結果異動があった場合は、赤字で2段書きすること。

[新設]

附 則
この改正は、令和6年9月1日以降の発注に係るものから適用する。